唐津市文化体育館

※令和９年４月１日から

区分			改正前（１時間当たり）	**改正後（１時間当たり）**
競技場専用利用	一般	全面	1,590円	**2,380円**
		半面	790円	**1,190円**
	生徒・児童	全面	790円	**1,190円**
		半面	390円	**590円**
	冷暖房利用		15,990円	**18,420円**
柔道場、剣道場専用利用	一般		790円	**810円**
	生徒・児童		390円	**400円**
弓道場専用利用	一般		790円	**1,180円**
	生徒・児童		390円	**590円**
競技場、柔道場、剣道場弓道場個人利用	一般		110円	**110円**
	生徒・児童		50円	**50円**
トレーニング室個人利用	一般		110円	**150円**
	生徒・児童		50円	**70円**
文化ホール	控室付き		2,520円	**2,520円**
	舞台のみ		750円	**750円**
	冷暖房利用		1,280円	**上記料金に含みます。**
会議室（１室につき）			610円	**610円**

【備考】

・一般とは、１５歳以上で中学生及び高校生以外の人です。
・市民以外の個人、市外を拠点とする団体の使用料は、表示料金の２倍となります。
・物品の売買、宣伝を目的として利用する場合の使用料（冷暖房使用料を除く）は、表示料金の５倍となります。
・入場料を徴収する場合の使用料（冷暖房使用料を除く）は、表示料金の５倍となります。
・令和８年度までに購入した個人利用の回数券は、令和９年４月１日以降に利用する場合においても、使用料の差額を支払うことで利用できます。
・令和９年４月１日以降に施設を利用する場合（ただし、令和８年９月２５日より前に許可を受けた場合を除く）は、改正後の使用料となります。

【施設管理者】
（公財）唐津市スポーツ協会
【電話番号】
0955-73-2888

唐津市ホームページ

【唐津市担当課】
地域づくり部スポーツ振興課
【電話番号】
0955-72-9237

唐津市文化体育館分館

※令和９年４月１日から

区　　分		改正前 （１時間当たり）	**改正後 （１時間当たり）**
専用利用	一般	930円	**1,390円**
	生徒・児童	460円	**690円**
個人利用	一般	110円	**110円**
	生徒・児童	50円	**50円**

体育の森公園相撲場

※令和９年４月１日から

区　　分		改正前 （１時間当たり）	**改正後 （１時間当たり）**
専用利用	一般	790円	**790円**
	生徒・児童	390円	**390円**
個人利用	一般	110円	**110円**
	生徒・児童	50円	**50円**

【備考】

・一般とは、１５歳以上で中学生及び高校生以外の人です。
・市民以外の個人、市外を拠点とする団体の使用料は、表示料金の２倍となります。
・物品の売買、宣伝を目的として利用する場合の使用料は、表示料金の５倍となります。
・入場料を徴収する場合の使用料は、表示料金の５倍となります。
・令和８年度までに購入した個人利用の回数券は、令和９年４月１日以降も利用できます。
・令和９年４月１日以降に施設を利用する場合（ただし、令和８年９月２５日より前に許可を受けた場合を除く）は、改正後の使用料となります。

【施設管理者】
（公財）唐津市スポーツ協会
【電話番号】
0955-73-2888

唐津市ホームページ

【唐津市担当課】
地域づくり部スポーツ振興課
【電話番号】
0955-72-9237

唐津市野球場

※令和９年４月１日から

区　　分		改正前 （１時間当たり）	**改正後 （１時間当たり）**
専用利用	一般	1,380円	**2,070円**
	生徒・児童	690円	**1,030円**
スコアボード		200円	**上記料金に含みます。**

区　　分	改正前 （３０分当たり）	**改正後 （３０分当たり）**
夜間照明施設	2,250円	**2,250円**

唐津市山本野球場

※令和９年４月１日から

区　　分		改正前 （１時間当たり）	**改正後 （１時間当たり）**
専用利用	一般	610円	**910円**
	生徒・児童	300円	**450円**

唐津市神田野球場

※令和９年４月１日から

区　　分		改正前 （１時間当たり）	**改正後 （１時間当たり）**
専用利用	一般	610円	**910円**
	生徒・児童	300円	**450円**

【備考】

・一般とは、１５歳以上で中学生及び高校生以外の人です。
・市民以外の個人、市外を拠点とする団体の使用料は、表示料金の２倍となります。
・物品の売買、宣伝を目的として利用する場合の使用料（夜間照明使用料を除く）は、表示料金の５倍となります。
・入場料を徴収する場合の使用料（夜間照明使用料を除く）は、表示料金の５倍となります。
・令和９年４月１日以降に施設を利用する場合（ただし、令和８年９月２５日より前に許可を受けた場合を除く）は、改正後の使用料となります。

【施設管理者】
（公財）唐津市スポーツ協会
【電話番号】
0955-73-2888

唐津市ホームページ

【唐津市担当課】
地域づくり部スポーツ振興課
【電話番号】
0955-72-9237

唐津市陸上競技場

※令和９年４月１日から

区分		改正前（１時間当たり）	**改正後（１時間当たり）**
専用利用	一般	1,650円	**2,470円**
	生徒・児童	820円	**1,230円**
個人利用	一般	110円	**110円**
	生徒・児童	50円	**50円**

区分	改正前（３０分当たり）	**改正後（３０分当たり）**
夜間照明施設	410円	**410円**

【備考】

・一般とは、１５歳以上で中学生及び高校生以外の人です。
・市民以外の個人、市外を拠点とする団体の使用料は、表示料金の２倍となります。
・物品の売買、宣伝を目的として利用する場合の使用料（夜間照明使用料を除く）は、表示料金の５倍となります。
・入場料を徴収する場合の使用料（夜間照明使用料を除く）は、表示料金の５倍となります。
・令和８年度までに購入した個人利用の回数券は、令和９年４月１日以降も利用できます。
・令和８年度までに購入した「陸上競技場、屋外運動場及び運動広場の夜間照明施設利用券」は、令和９年４月１日以降も利用できます。
・令和９年４月１日以降に施設を利用する場合（ただし、令和８年９月２５日より前に許可を受けた場合を除く）は、改正後の使用料となります。

【施設管理者】
（公財）唐津市スポーツ協会
【電話番号】
0955-73-2888

唐津市ホームページ

【唐津市担当課】
地域づくり部スポーツ振興課
【電話番号】
0955-72-9237

唐津市浄水センター運動広場

※令和９年４月１日から

区　　分		改正前 （１時間当たり）	**改正後 （１時間当たり）**
専用利用 （１面につき）	一般	460円	**690円**
	生徒・児童	230円	**340円**

【備考】

・一般とは、１５歳以上で中学生及び高校生以外の人です。
・市民以外の個人、市外を拠点とする団体の使用料は、表示料金の２倍となります。
・物品の売買、宣伝を目的として利用する場合の使用料は、表示料金の５倍となります。
・入場料を徴収する場合の使用料は、表示料金の５倍となります。
・令和９年４月１日以降に施設を利用する場合（ただし、令和８年９月２５日より前に許可を受けた場合を除く）は、改正後の使用料となります。

【施設管理者】
（公財）唐津市スポーツ協会
【電話番号】
0955-73-2888

唐津市ホームページ

【唐津市担当課】
地域づくり部スポーツ振興課
【電話番号】
0955-72-9237

松浦河畔公園庭球場

※令和９年４月１日から

区分		改正前（１時間当たり）	改正後（１時間当たり）
専用利用（１面につき）	一般	540円	**540円**
	生徒・児童	270円	**270円**
個人利用	一般	270円	**270円**
	生徒・児童	110円	**110円**
壁打ちコート個人利用	一般	110円	**160円**
	生徒・児童		**80円**
区分		改正前（３０分当たり）	改正後（３０分当たり）
夜間照明施設（１面につき）		150円	**150円**

松浦河畔公園洋弓場

※令和９年４月１日から

区分		改正前（１時間当たり）	改正後（１時間当たり）
専用利用	一般	790円	**790円**
	生徒・児童	390円	**390円**
個人利用	一般	110円	**110円**
	生徒・児童	50円	**50円**

【備考】

・一般とは、１５歳以上で中学生及び高校生以外の人です。
・市民以外の個人、市外を拠点とする団体の使用料は、表示料金の２倍となります。
・物品の売買、宣伝を目的として利用する場合の使用料（夜間照明使用料を除く）は、表示料金の５倍となります。
・入場料を徴収する場合の使用料（夜間照明使用料を除く）は、表示料金の５倍となります。
・令和８年度までに購入した個人利用の回数券は、令和９年４月１日以降に利用する場合においても、使用料の差額を支払うことで利用できます。
・令和９年４月１日以降に施設を利用する場合（ただし、令和８年９月２５日より前に許可を受けた場合を除く）は、改正後の使用料となります。

【施設管理者】
（公財）唐津市スポーツ協会
【電話番号】
0955-73-2888

唐津市ホームページ

【唐津市担当課】
地域づくり部スポーツ振興課
【電話番号】
0955-72-9237

松浦河畔公園野球場

※令和９年４月１日から

区分		改正前（１時間当たり）	**改正後（１時間当たり）**
専用利用	一般	930円	**1,390円**
	生徒・児童	460円	**690円**

松浦河畔公園ラグビー・サッカー場

※令和９年４月１日から

区分			改正前（1時間当たり）	**改正後（1時間当たり）**
専用利用	一般	全面	3,110円	**3,300円**
		半面	1,550円	**1,650円**
		１/4面	770円	**820円**
	生徒・児童	全面	1,550円	**1,650円**
		半面	770円	**820円**
		１/4面	380円	**410円**

区分		改正前（３０分当たり）	**改正後（３０分当たり）**
夜間照明施設	全灯	1,570円	**1,570円**
	半灯	1,050円	**1,050円**

【備考】

・一般とは、１５歳以上で中学生及び高校生以外の人です。
・市民以外の個人、市外を拠点とする団体の使用料は、表示料金の２倍となります。
・物品の売買、宣伝を目的として利用する場合の使用料（夜間照明使用料を除く）は、表示料金の５倍となります。
・入場料を徴収する場合の使用料（夜間照明使用料を除く）は、表示料金の５倍となります。
・令和９年４月１日以降に施設を利用する場合（ただし、令和８年９月２５日より前に許可を受けた場合を除く）は、改正後の使用料となります。

【施設管理者】
（公財）唐津市スポーツ協会
【電話番号】
0955-73-2888

唐津市ホームページ

【唐津市担当課】
地域づくり部スポーツ振興課
【電話番号】
0955-72-9237

唐津市松浦川ボートハウス

※令和９年４月１日から

区　　分		改正前（年額）			**改正後（年額）**		
		エイト艇	フォア艇	その他の艇	**エイト艇**	**フォア艇**	**その他の艇**
艇庫使用料（１艇につき）	一般	47,120円	23,560円	15,480円	**60,000円**	**35,340円**	**23,220円**
	大学生	23,560円	11,780円	7,740円	**30,000円**	**17,670円**	**11,610円**
	高校生以下	11,780円	5,890円	3,870円	**15,000円**	**8,830円**	**5,800円**

【備考】

・一般とは、１５歳以上で中学生、高校生及び大学生以外の人です。
・令和９年４月１日以降に施設を利用する場合（ただし、令和８年９月２５日より前に許可を受けた場合を除く）は、改正後の使用料となります。

【施設管理者】
（公財）唐津市スポーツ協会
【電話番号】
0955-73-2888

唐津市ホームページ

【唐津市担当課】
地域づくり部スポーツ振興課
【電話番号】
0955-72-9237

唐津市庭球場

※令和９年４月１日から

区　　分		改正前 （１時間当たり）	**改正後 （１時間当たり）**
専用利用 （１面につき）	一般	360円	**540円**
	生徒・児童	180円	**270円**
個人利用	一般	110円	**110円**
	生徒・児童	50円	**50円**

【備考】

・一般とは、１５歳以上で中学生及び高校生以外の人です。
・市民以外の個人、市外を拠点とする団体の使用料は、表示料金の２倍となります。
・物品の売買、宣伝を目的として利用する場合の使用料は、表示料金の５倍となります。
・入場料を徴収する場合の使用料は、表示料金の５倍となります。
・令和８年度までに購入した個人利用の回数券は、令和９年４月１日以降も利用できます。
・令和９年４月１日以降に施設を利用する場合（ただし、令和８年９月２５日より前に許可を受けた場合を除く）は、改正後の使用料となります。

【施設管理者】
（公財）唐津市スポーツ協会
【電話番号】
0955-73-2888

唐津市ホームページ

【唐津市担当課】
地域づくり部スポーツ振興課
【電話番号】
0955-72-9237

唐津市屋内プール

※令和９年４月１日から

区　　分			改正前 （１時間当たり）	**改正後 （１時間当たり）**
専用利用	温水（１０月～翌年５月）		3,320円	**4,980円**
	冷水（６月～９月）		1,660円	**2,490円**
個人利用	一般	温水	220円	**220円**
		冷水	110円	**110円**
	生徒・児童	温水	110円	**110円**
		冷水	50円	**50円**

【備考】

・一般とは、１５歳以上で中学生及び高校生以外の人です。
・市民以外の個人、市外を拠点とする団体の使用料は、表示料金の２倍となります。
・物品の売買、宣伝を目的として利用する場合の使用料は、表示料金の５倍となります。
・入場料を徴収する場合の使用料は、表示料金の５倍となります。
・令和８年度までに購入した個人利用の回数券は、令和９年４月１日以降も利用できます。
・令和９年４月１日以降に施設を利用する場合（ただし、令和８年９月２５日より前に許可を受けた場合を除く）は、改正後の使用料となります。

【施設管理者】
（公財）唐津市スポーツ協会
【電話番号】
0955-73-2888

唐津市ホームページ

【唐津市担当課】
地域づくり部スポーツ振興課
【電話番号】
0955-72-9237

唐津市東部少年武道館

※令和９年４月１日から

区　　分		改正前 （１時間当たり）	**改正後 （１時間当たり）**
専用利用 （１面につき）	一般	390円	**580円**
	生徒・児童	190円	**290円**
個人利用	一般	110円	**110円**
	生徒・児童	50円	**50円**

【備考】

・一般とは、１５歳以上で中学生及び高校生以外の人です。
・市民以外の個人、市外を拠点とする団体の使用料は、表示料金の２倍となります。
・物品の売買、宣伝を目的として利用する場合の使用料は、表示料金の５倍となります。
・入場料を徴収する場合の使用料は、表示料金の５倍となります。
・令和８年度までに購入した個人利用の回数券は、令和９年４月１日以降も利用できます。
・令和９年４月１日以降に施設を利用する場合（ただし、令和８年９月２５日より前に許可を受けた場合を除く）は、改正後の使用料となります。

【施設管理者】
（公財）唐津市スポーツ協会
【電話番号】
0955-73-2888

唐津市ホームページ

【唐津市担当課】
地域づくり部スポーツ振興課
【電話番号】
0955-72-9237